

特定費目の代金の実費精算に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の実費精算に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の実費精算)

第1条 乙に支払われる代金のうち別表の要精算費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い精算するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要精算費目金額表に定めるところによる。

(実績額)

第2条 この契約において「実績額」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額をいう。

2 実績額は、別紙の実績額に関する計算基準（以下「計算基準」という。）に基づき計算し、甲乙協議して確定するものとする。

(代金の精算)

第3条 特定費目の実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合はその差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額（要精算費目金額表に下請負者分が含まれる場合は、当該下請負者分の総利益額を含む。）を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は超える金額を加算した金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第4条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

(要精算費目金額表の変更)

第5条 特定費目又は特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他要精算費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。